

第3章 自殺総合対策におけるこれまでの取り組み

自殺総合対策事業，実績，評価と課題

(旧)自殺総合対策大綱項目	事業	事業概要	実績	評価と課題
1 自殺の実態を明らかにする	「人口動態統計」及び「地域における自殺の基礎資料」の分析	厚生労働省が公表する「人口動態統計」及び「地域における自殺の基礎資料」のデータを基に、本市の自殺の実態について分析する。	毎年公表される「人口動態統計」及び「地域における自殺の基礎資料」を基に、【自殺者数の推移】、【自殺死亡率の推移】、【男女別】、【年代別】、【区別】、【政令市比較】などの統計資料を作成し、本市の自殺の実態について分析した。	自殺の実態を把握するために、統計データの分析が必要 分析結果を各種自殺総合対策事業に活用していく。
	自殺未遂者実態把握調査	自殺のハイリスク者である自殺未遂者の実態把握を目的とした、断面調査及び未遂者予後調査	平成22年度から24年度に調査を実施 自殺・自傷行為で受診した者のカルテ情報を分析し、実態把握を行った。 また、自殺未遂者の情報と人口動態調査の死亡小票を突合し、未遂者の予後について実態把握を行った。 若年層の自殺企図による再受診率が高いこと、中高年の男性の自殺未遂者が再企図により完遂につながる危険性が高いことなどの結果が得られた。	自殺未遂者は自殺のハイリスク対象者であり、支援につなげる対策が必要 平成24年度に開始した、こころといのちの寄り添い支援事業(自殺未遂者再企図防止事業)を関係機関・団体等と連携しながら事業を継続していく。
	小規模事業場におけるメンタルヘルス対策実態把握調査	小規模事業場における、メンタルヘルスの取組み等の現状把握を目的とした質的調査	平成26年度に調査を実施 市内6か所の小規模事業場の経営者又は労務管理者を対象に、インタビュー調査(質的調査)を行い、メンタルヘルスに関する認識・取組み・課題について現状を把握した。 小規模事業場においては、メンタルヘルス対策として特別な取り組みは行っていないが、日常業務のコミュニケーションの中で従業員に気を配っている現状などが明らかになった。	職場のメンタルヘルスに関する啓発資料(ポスター・クリアファイル)を作成し事業場に配布した。 日常業務のコミュニケーションの中で、メンタルヘルスに気を配ることについて啓発していく。
	若年層における実態把握調査	人口規模や自殺死亡率の異なる地域の若年層を対象とし、自殺関連要因などの実態把握を目的とした調査	平成28年度に調査を実施(新潟県立大学に委託) 新潟市を含む6つの政令指定都市に居住する18歳～39歳を対象に、「援助行動や被援助行動に関する特徴」、「自殺に対する態度」などについてWEB調査を実施 他都市の若年層と比較することで、新潟市の若年層は、「他者に援助を求める」、「公的相談窓口や職場の同僚が味方になってくれると考えている」などの傾向を把握できた。	若年層や若年層の支援者が自殺予防のゲートキーパーになることが必要 平成29年度に作成した「自殺予防のためのゲートキーパー養成テキスト」を活用し、研修会を実施していく。
2 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す	自殺防止街頭キャンペーン	広く市民に、自殺予防について啓発するため、啓発グッズの配布や相談窓口の周知を行う。	平成21年度から、9月の自殺対策推進月間に実施 平成26年度から、自殺防止に取り組む民間の関係機関・団体も参加	民間の関係機関・団体と連携を図りながら実施することができた。 自殺予防のための普及啓発として、市民にどのようなメッセージを発信していくのか、民間の関係機関・団体とともに検討していく。
	事業場のメンタルヘルス普及啓発	平成26年度に実施した「小規模事業場におけるメンタルヘルス対策実態把握調査」の結果を基に、事業場向けの啓発資料を作成し、配布する。	平成27年度に、職場でのコミュニケーション促進をコンセプトとしたポスターを作成し、事業場に配布 平成28年度に、いつもと違う様子の同僚への「気づき」、「声かけ」などをコンセプトとしたクリアファイルの作成し、事業場に配布	商工会議所、中小企業家同友会、健診機関などの協力を得て、啓発資料を配布した。 40・50代男性の自殺死亡率が高いため、事業場への啓発を継続していく。
3 早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成する	自殺予防ゲートキーパー養成研修会	周囲の人の「いつもと違う様子に気づき」、「声をかけ」、「話を聴き」、「必要な支援につなげ」、「見守る」ことができる人材を養成するための研修会	平成20年度から26年度に、相談従事者等を対象に研修会を実施 平成27年度に、若年層対策として、大学生を対象に研修会を実施 平成28年度に、若年層を対象とした研修会及び教職員を対象とした研修会を実施 平成29年度は、平成28年度に実施した研修に加え、関係機関・団体と連携し、若年層の支援者を対象とした研修会を実施	若年層の自殺は、数は多くないが、社会全体に与える負の影響が大きく、また、15歳～39歳の死因の第1位は「自殺」という現状であることから、若年層対策として、研修会を実施してきた。 平成29年度に作成した「自殺予防のためのゲートキーパー養成テキスト」を活用し、関係機関・団体と連携しながら、若年層及び若年層の支援者を対象とした研修会を継続していく。
	自殺対策研修会(医療・福祉関係者向け)	医療・福祉関係者等を対象に、自殺予防に関する知識の普及及び地域のネットワークの構築を目的とした研修会	平成20年度から、医師、歯科医師、薬剤師など医療関係者向け研修会を実施した。 平成27年度からは、対象者に福祉関係者を加え、医療・福祉関係者向け研修会として開催している。	医療・福祉関係者が持つ共通の課題や連携強化などをテーマとし、研修会を継続していく。
	庁内職員向け自殺対策研修会	市職員が、悩みや問題を抱えている市民の様子に気づき、声をかけるなど、ゲートキーパーとしての知識と技術の向上を目的とした研修会	平成22・23年度に、課長職以上の職員及び市民と接する機会が多い庁内職員を対象に研修会を実施 平成25年度から平成28年度は、庁内職員及び外部の相談事業従事者を対象とした、精神保健福祉基礎研修の中で、自殺予防について講義を行った。 平成28年度から、庁内の窓口担当者などを対象に、自殺対策研修会を実施している。	職員一人ひとりがゲートキーパーとなれるよう、研修会を継続していく。
	ゲートキーパー養成テキスト作成	自殺予防のためのゲートキーパー養成テキストの作成	新潟県立大学に委託 平成28年度に、若年層対策として、大学生向けの「自殺予防教育プログラム」を開発 平成29年度に、「自殺予防教育プログラム」を組み入れた、「自殺予防のためのゲートキーパー養成テキスト」を作成	「自殺予防のためのゲートキーパー養成テキスト」を活用した研修会を実施する。 また、若年層だけでなく、他の年代を対象とした研修会に活用できるように検討していく。
4 心の健康づくりを進める	自殺防止街頭キャンペーン【再掲】		2 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す 参照	
	事業場における啓発普及【再掲】			
	外部からの依頼による講座	市民、企業、関係機関などから依頼を受け実施する、自殺予防についての講座	市民、企業、関係機関などから依頼を受け、自殺の現状、自殺総合対策事業、ゲートキーパーの基礎知識等について講座を行った。	自殺予防の知識の普及を図るため、市民などのニーズに応じて、継続的に自殺予防についての講座を実施していく。

(旧)自殺総合対策大綱項目	事業	事業概要	実績	評価と課題
5 適切な精神科医療を受けられるようにする	電話相談支援事業	こころの健康や生活の悩みなどに対応する電話相談	平成22年度から、平日の夜間及び休日の電話相談として、「こころといのちのホットライン」を開設した。 平成27年度からは、深夜の電話相談として、新潟県と共同で「こころの相談ダイヤル」を開設し、24時間365日の電話相談体制が整った。	事業の周知が進み、相談件数は増加している。 電話相談員の技術向上を図りながら、電話相談事業を継続していく。
	こころといのちの寄り添い支援事業（自殺未遂者再企図防止事業）	自殺未遂者やその家族に対し相談支援を行うとともに、医療・保健・福祉関係者による地域の支援体制を構築することにより、自殺未遂者の再企図を防止する。	自殺未遂者実態把握調査結果を基に、平成24年度に事業を開始 ケースの紹介元としての連携機関は、事業開始時「新潟大学医歯学総合病院」、「新潟市民病院」の2か所であったが、平成26年度に「消防署」、「警察署」、「生活保護担当部署」を追加、さらに、平成27年度に「救急指定病院」のうち救急搬送件数が多い3病院を追加したが、新潟大学医歯学総合病院、新潟市民病院からの紹介が90%以上を占めている。	ケースの支援を通して、医療・保健・福祉などの関係機関と連携が図られ、地域の支援体制が構築されてきた。 本人が支援を希望せず、地域の支援者につながらなかったケースのフォローが課題である。
	くらしとこころの総合相談会	生活やこころの健康などの相談に、弁護士、保健師、精神保健福祉士などの多職種が対応する総合相談会	平成26年度に、事業を開始 仕事をしている人が利用しやすい時間帯（18:00～21:00）に、中央区で月1回の定例相談会を開催 9月の自殺対策推進月間及び3月の自殺対策強化月間には、定例相談会の時間を延長（15:00～21:00） その他、中央区以外の2区（西・東区）で年に1回ずつ相談会を開催（13:00～17:00）	毎年、充足率は伸びてきており、事業は定着しつつある。 利用者にアンケートを取ったところ、総合相談会を知ったきっかけは、「チラシ」、「市報」という回答が多かった。 現在、チラシを医療機関、薬局、図書館、区役所等に設置しているが、必要な人に情報が届くように、さらに事業の周知方法を工夫していく。
6 社会的な取り組みで自殺を防ぐ	電話相談支援事業【再掲】		5 適切な精神科医療を受けられるようにする 参照	
	くらしとこころの総合相談会【再掲】			
	自殺総合対策庁内推進会議	自殺総合対策を推進するための庁内会議	平成22年度に、保健衛生部長を委員長、庁内関係各課の所属長を委員とした自殺総合対策庁内推進会議を設置 自殺総合対策について協議・検討を行っている。	
	自殺対策実務者ネットワーク会議	自殺予防対策に取り組む関係機関・団体と連携し、地域における支援のネットワークを構築する会議	平成23年度に、自殺防止について取り組む関係機関・団体とネットワークを構築するため、自殺対策実務者ネットワーク会議を設置 情報共有、意見交換を行うとともに、協働して研修会などの事業を企画し実施している。	会議を継続し、さらに、関係機関・団体等との連携を強化していく。 重点的に取り組んでいくテーマを設定し、協働して継続的に研修会等を実施していく。
7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ	こころといのちの寄り添い支援事業（自殺未遂者再企図防止事業）【再掲】		5 適切な精神科医療を受けられるようにする 参照	
8 遺された人の苦痛を和らげる	自死遺族支援	リーフレットを作成し、各種相談窓口、自死遺族の会の情報等を提供する。	平成24年度に、自死遺族支援のためのリーフレットを作成し、毎年、市内葬儀場及び区役所に配布している。 また、平成28年度から、民生委員児童委員にも配布し、必要な人に情報が届くよう周知を行っている。	引き続き、葬儀場、区役所、民生委員児童委員協議会の協力を得て、必要な人に情報が届くよう周知を行っていく。
9 民間団体との連携を強化する	自殺対策協議会	自殺予防対策に関わる関係機関・団体等で構成される協議会で、情報共有・意見交換を行い、自殺総合対策の推進を図る。	平成19年度に、自殺対策協議会を設置し、年1～3回開催している。 自殺総合対策の推進を図るため、自殺予防対策に関わる関係機関・団体等で情報共有・意見交換を行っている。 自殺対策協議会の作業部会として、平成21年度に「自殺未遂者における作業部会」、平成24年度に「働き盛りの年代における作業部会」、平成27年度に「若年層における作業部会」を設置し、各分野別の自殺対策について、協議検討を行った。	
	自殺対策協議会自殺未遂者における作業部会	自殺未遂者実態把握調査及び自殺未遂者に対する支援体制について協議検討を行い、自殺対策協議会に報告する。	平成21年度から22年度に、警察、消防、市民病院等の委員で構成する「自殺未遂者における作業部会」を設置した。 「自殺未遂者実態把握調査」を行い、自殺未遂者に対する支援体制についての協議検討した結果を自殺対策協議会に報告した。	
	自殺対策協議会働き盛りの年代における作業部会	働き盛りの年代における現状や課題等についての協議検討を行い、自殺対策協議会に報告する。	平成24年度に、職域分野の委員で構成する「働き盛りの年代における作業部会」を設置した。 「小規模事業場におけるメンタルヘルス対策実態把握調査」を行い、小規模事業場におけるメンタルヘルス等について協議検討した結果を自殺対策協議会に報告した。	
	自殺対策協議会若年層における作業部会	若年層における現状や課題等の協議検討を行い、自殺対策協議会に報告する。	平成27年度に、学識経験者の委員で構成する「若年層における作業部会」を設置した。 「若年層における実態把握調査」を行い、大学生を対象とした自殺予防ゲートキーパー養成研修会について協議検討を行った。 平成28年度に、大学生向けの自殺予防教育プログラムを開発し、平成29年度に、プログラムを組み込んだ「自殺予防のためのゲートキーパー養成テキスト」を作成した。 テキスト作成の経過について、自殺対策協議会で報告した。	平成29年度に作成した「自殺予防のためのゲートキーパー養成テキスト」を活用した研修会を実施していく。 大学生を対象の研修だけでなく、児童・生徒や学校に属さない若年層についても対策を検討することが必要である。
	自殺対策実務者ネットワーク会議【再掲】		6 社会的な取り組みで自殺を防ぐ 参照	